

平成29年6月29日

株 主 各 位

大阪市福島区野田2丁目13番5号

OUGホールディングス株式会社

取締役社長 勝 田 昇

第71回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第71回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 1. 第71期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第71期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

本件は、上記についてそれぞれの内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、当事業年度の期末配当は、1株につき金6円と決定いたしました。

第2号議案 株式併合の件

本件は、下記原案どおり承認可決されました。

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施することといたしました。

なお、上記の単元株式数の変更は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって、その効力が発生することとなります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合することといたしました。

また、株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

20,915,900株

なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

5. その他

その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会に一任いただくこととなりました。

【ご参考】

平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

変更箇所について、現行定款と変更後の定款とを比較すると、次のとおりとなります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は <u>209,159,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は <u>20,915,900株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、下記原案どおり承認可決されました。

1. 変更の理由

(1) 当社取締役の構成に応じた取締役会の運営の柔軟性を確保するため、定款第22条に定める取締役会の招集権者および議長を取締役会長から取締役会長または取締役社長に変更いたしました。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結

できる会社役員~~の範囲~~が変更されたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるように、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との責任限定契約の締結を可能とするため、定款第28条（取締役の責任免除）および第36条（監査役~~の責任免除~~）を変更いたしました。

なお、定款第28条第2項の変更につきましては各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
<p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第22条 取締役会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p><u>取締役会長にさしつかえあるときは、取締役社長がこれにあたり取締役社長にさしつかえあるときは、</u>あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれを代行する。</p>	<p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第22条 取締役会は、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p><u>取締役会長および取締役社長にさしつかえあるときは、</u>あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれを代行する。</p>
<p>（取締役の責任免除）</p> <p>第28条 （条文省略）</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外取締役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>（取締役の責任免除）</p> <p>第28条 （変更前のとおり）</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>（監査役の責任免除）</p> <p>第36条 （条文省略）</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>（監査役の責任免除）</p> <p>第36条 （変更前のとおり）</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>監査役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

第4号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり取締役には谷川正俊、勝田昇、増田安利、三浦正晴の4氏が再選され、新たに橋爪康至、梅島信也の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、三浦正晴氏は、社外取締役であります。

以 上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役会長として谷川正俊氏が選定され、また、代表取締役社長として勝田昇氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

本総会ならびに本総会終了後開催の取締役会決議後の役員体制は、下記に記載のとおりであります。

役員体制（平成29年6月29日現在）

(1) 取締役

代表取締役会長	谷川正俊
代表取締役社長	勝田昇
取締役	増田安利
取締役	橋爪康至
取締役	梅島信也
取締役	三浦正晴（社外取締役）

(2) 監査役

常勤監査役	玉田耕也（社外監査役）
監査役	富田英孝（社外監査役）
監査役	和田徹（社外監査役）
監査役	伊藤博通（社外監査役）

(3) 執行役員

常務執行役員	中江一夫
執行役員	岡田雅之

配当金のお支払いについて

本総会の決議により、第71期期末配当金をお支払いいたしますので、同封の「期末配当金領収証」にてお受け取りください。

振込先をご指定の株主様には、「期末配当金計算書」および「配当金振込先ご確認のご案内」を同封いたしておりますので、ご査収くださいますようお願い申し上げます。

なお、同封の「配当金計算書」は、配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の添付書類としてご使用いただけます。

また、株式数比例配分方式を選択されている株主様におかれましては、配当金のお振込先や確定申告の添付書類等の詳細につきましては口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

以上